

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 49 号
2 0 1 4 年 4 月 3 0 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 河原崎 宏之 殿

J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

「主速度計故障（無表示）での営業運転」に関する申し入れ

4月12日、232A、Z27編成16号車運転台主速度計が全く現示及び表示しない状態で、副速度計により新大阪～東京間の営業運転を行った。

上記現象は前運用の新大阪引上げ線における運転整備時に発生していたにも関わらず、車両交換を行わず始発駅から旅客を乗車させて営業運行を行ったものである。

主速度計はATC信号の現示、速度、ブレーキ動作、目標速度、その他運転上の条件等を総合的に運転士に伝達する、新幹線の安全を確保する上で最重要の機器である。

今回の行為は旅客及び乗務員の安全確保・生命を軽視した、運行・営利優先の現れであり断じて看過することはできない。

よって、以下のとおり申し入れるので、労使協議の場を設定すること。

記

1. 主速度計故障の事象発生時、運転を担当した社員はどこに・どのような報告を行ったのか明らかにすること。
2. 「1」項に関連して、報告を受けた後に営業運転の続行を判断した社員は、故障の原因をどのように判断・特定したのか明らかにすること。
3. 始発駅からの営業運転の判断を行った根拠を明らかにすること。
4. 検修等による修繕等を検討したのか否か明らかにすること。
5. 車両交換を行わなかった理由を明らかにすること。
6. 当該運転士への指示を明らかにすること。
7. 主速度計と副速度計の相違点を明らかにすること。

8. 副速度計とその他の機器等で安全が保証されるのか明らかにすること。
9. 速度計不良の判定はどのような方法で行うのか明らかにすること。
10. 大二輪所内誌「轍」において所長の巻頭記事として「絶対の安全」を謳っているが、会社として「絶対の安全」に関して今回の運行指示をどのように捉えているのか明らかにすること。

以上